

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成30年 8 月31日
【会社名】	株式会社フィスコ
【英訳名】	FISCO Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 狩野 仁志
【本店の所在の場所】	大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号 （同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山五丁目 4 番30号
【電話番号】	03(5774)2440
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 松崎 祐之
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債 1,000,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債（第1回無担保転換社債型新株予約権付社債）】

銘柄	株式会社フィスコ第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。）
記名・無記名の別	無記名式とし、本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券を発行しない。
券面総額又は振替社債の総額（円）	金 1,000,000,000円
各社債の金額（円）	金 100,000,000円
発行価額の総額（円）	金 1,000,000,000円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円 本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。
利率（％）	年率0.7%
利払日	償還日
利息支払の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1．本社債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、償還日に支払う。 2．1か年に満たない期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割をもってこれを計算する。 3．利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 4．償還期日後は利息をつけない。 5．本新株予約権行使の効力が発生した本社債の利息については、本新株予約権行使の効力発生日後はこれをつけない。 6．利息の支払場所は、下記「申込取扱場所」とする。
償還期限	平成32年（2020年）9月17日
償還の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1．償還金額 各本社債の額面100円につき金100円 2．償還の方法及び期限 (1) 本社債の元本は、平成32年（2020年）9月17日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
募集の方法	第三者割当の方法により、投資事業有限責任組合デジタルアセットファンドに600,000,000円（額面100,000,000円の本社債6個）、株式会社實業之日本社に400,000,000円（額面100,000,000円の本社債4個）を割り当てる。
申込証拠金（円）	該当事項はありません。
申込期間	平成30年9月18日
申込取扱場所	東京都港区南青山五丁目4番30号 株式会社フィスコ管理本部
払込期日	平成30年9月18日
振替機関	該当事項はありません。
担保の種類	本新株予約権付社債には物上保証及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
担保の目的物	該当事項はありません。
担保の順位	該当事項はありません。
先順位の担保をつけた債権の金額	該当事項はありません。
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	該当事項はありません。
担保付社債信託法上の受託会社	該当事項はありません。
担保の保証	該当事項はありません。

財務上の特約 (担保提供制限)	該当事項はありません。
財務上の特約 (その他の条項)	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権付社債については、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

2. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社フィスコ普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を転換価額(下記「新株予約権の行使時の払込金額」第2項において定義する。ただし、同第3項によって調整された場合は調整後の転換価額とする。)で除して得られた数とする。この場合に、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。なお、単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により清算する。
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。</p> <p>2. 転換価額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株当たりの価額(以下「転換価額」という。)は当初金261円とする。</p> <p>3. 転換価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。 なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く)をいう。この場合、端数が生じたときは円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込価額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 転換価額調整式により調整を行う場合 時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を交付する場合 当社の普通株式の株式分割等(当社の普通株式の株式分割又は当社の普通株式に対する当社の普通株式の無償割当をいう)をする場合 時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する場合 株式の併合、合併、株式交換、又は会社分割のため転換価額の調整を必要とする場合 本項に基づき転換価額が調整された場合において、本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て現金による調整は行わない。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金 1,000,000,000円

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合にはその端数を切上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	本新株予約権付社債の社債権者は、平成30年9月18日(本新株予約権付社債の払込み後)から平成32年(2020年)9月17日までの間、いつでも本新株予約権を行使し、当社の普通株式の交付を受けることができる。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 東京都港区南青山五丁目4番30号 株式会社フィスコ管理本部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 東京都文京区大塚4-45-11 株式会社三井住友銀行大塚支店(普通預金)</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>2. 本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を決議することができるものとする。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個が付された本社債の額面額と同額で、取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みにに関する事項	本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権が付された本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の各社債の額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された新株予約権の数は、額面100,000,000円あたり1個とし、合計10個の新株予約権を発行する。

2. 本新株予約権の行使請求の方法及び効力の発生時期

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権の内容及び数を表示し、請求年月日等を記載してこれに記名捺印した上、行使期間中に上記行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、上記行使請求の受付場所に対し行使に要する書類を提出したものは、その後これを撤回することはできない。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に到着した日に発生する。
- (3) 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、上記「1 新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)」の償還期限の定めにかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還の期限が到来し、かつ消滅するものとする。

3. 株式の交付方法

当社は、行使の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本社債権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。

2【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	1,000,000,000円
発行諸費用の概算額	6,200,000円
差引手取概算額	993,800,000円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額には、弁護士費用1,000,000円、第三者評価機関による証券価値算定費用等1,250,000円、第三者調査機関による調査料600,000円、印刷会社費用1,350,000円、登記関連費用等2,000,000円であります。

(2)【手取金の使途】

政府が成長戦略として盛り込む第4次産業革命(*1)では、現実世界のビックデータをIoT技術によって保持、収集する能力、それらを仮想世界においてAIやブロックチェーンによって管理、分析する能力が重要といわれています。

このような状況のもと、引き続き当社グループ全体では、ビットコインを中心とした仮想通貨の情報、取引所、同システム、金融仲介機能を網羅し、IoTと産業分野への融合なども含めて、仮想通貨による一気通貫のサービス提供を可能とすることを成長戦略としております。また、当社におきましては、引き続きプラットフォームサービスの収益の向上、多角化を図り、無料スマートフォンアプリ「仮想通貨ナビ」、無料スマートフォンアプリ「FISCO(FISCOアプリ)」及びPCブラウザ版「FISCO(FISCOウェブ)」の利便性の向上、さらに、法人向けはもちろん個人向けサービスにおいて、仮想通貨分野の情報配信に注力し、収益の向上に努めております。しかしながら、当社の連結子会社である株式会社ヴァルカン・クリプト・カレンシー・フィナンシャル・プロダクツ(以下、「ヴァルカン」といいます。)は、仮想通貨のトレーディング事業を行っており、平成29年12月に、当社子会社の株式会社ネクスグループ(以下「ネクスグループ」といいます。)の子会社である株式会社イーフロンティア(以下「イーフロンティア」といいます。)から相対取引にて購入した仮想通貨(600ビットコイン)について、平成30年1月以降価格が大幅に下落したことなどの影響を受け、平成30年12月期第2四半期において売上高(仮想通貨の自己売買による損失)マイナス717百万円等を計上した結果、590百万円の債務超過となっております。

そのような中で当社は、ヴァルカンが、今後、仮想通貨の自己売買および当社グループで試験導入しているAIトレーディングシステムを利用した運用を含めた仮想通貨の自己売買等によって収益を上げていくために必要な運用資金およびグループ会社に対する返済資金が不足したことから親会社としてその資金を補填する必要があると考え、資金調達を行います。

また、現在の当社の情報サービス事業において提供している無料スマートフォンアプリ「仮想通貨ナビ」、「FISCO(FISCOアプリ)」及びPCブラウザ版「FISCO(FISCOウェブ)」について、顧客の操作・閲覧機能などの利便性向上のために開発委託したシステム利用料の支出が当初の想定よりも多くなっていることに加え、利用者数が伸び悩んでいることによる収益化が遅れており、事業展開に一定の時間を要しているため、現時点で利益を計上するに至っておらず、当社は平成28年12月期以降、最終利益が赤字となっており、足元の運転資金が不足しておりました。当社は、子会社の株式会社フィスコIRからの借入(借入金額120,000,000円、借入利率2.0%、返済期日は平成33年(2021年)3月27日)により足元の運転資金の確保を図ったものの、今後、運転資金への不安を払拭し、情報サービス事業のプラットフォームサービスにおいて、当社子会社の株式会社フィスコIRが提供するIR専用プラットフォーム「FISCO EyER」における企業情報やレポートの配信・掲載を行うことにより安定的な収益を獲得することが必要と考え、資金調達を行います。

そして、「FISCO(FISCOアプリ)」等の利用者数増加のための施策ならびに前事業年度における内部統制の重要な不備の是正、当社の情報サービス事業におけるコンプライアンス強化が、今後の経営上の重要な課題と考え、資金調達を行います。

ヴァルカンは仮想通貨トレーディング事業を行っておりますが、平成30年1月から仮想通貨の価格が大幅に下落したことを受け、債務超過となっております。また、平成29年12月に、イーフロンティアから相対取引にて仮想通貨を購入した際に、その購入代金の一部を決済するため、イーフロンティアがネクスグループから借り入れていた1,000,000,000円をヴァルカンが債務引受けしたものについて、平成30年4月に返済期限が到来しましたが、ヴァルカンおよび当社における資金繰りの状況から返済期限に返済することが困難な状況であったため、ネクスグループとの交渉により平成31年4月まで返済期限を延長しております。上記の第三者割当により発行される本新株予約権付社債の差引手取概算額のうち700,000,000円は、ヴァルカンへの貸付の資金に

充当し、ヴァルカンにおいて全額を仮想通貨のトレーディング、AIトレーディングシステムによる運用、アービトラージ取引及び証拠金取引の運用資金に充当する予定であります。現状、ヴァルカンでは600,000,000円程を仮想通貨取引の運用原資としておりますが、本調達により、運用資金を1,300,000,000円規模にまで拡大し、獲得した運用収益を原資として、ネクスグループへの債務の一部もしくは全額返済する予定であります。ただし、仮想通貨取引の運用取引において損失がさらに発生した場合には、仮想通貨の運用資金の一部をネクスグループへの債務返済資金の一部として転用することも想定しております。

また、200,000,000円は当社の情報サービス事業において現在利用している当社の持分法適用会社である株式会社カイカの完全子会社である株式会社ネクス・ソリューションズが提供するスマートフォンアプリ及びPCブラウザ版『フィスコアプリ』において、当初の予定よりも利用者数が伸び悩んでいることによる広告収入等の目処が立っておらず、収益化が遅れており、自己資金からのシステム利用料の支出が厳しい状態であるため、『フィスコアプリ』のシステム利用料(約173,000,000円)及び同システムの機能拡充ならびにスマートフォンアプリ『フィスコ仮想通貨ナビ』『フィスコ就活・企業報』の開発費用(約27,000,000円)に充当し安定的な収益獲得を目指します。当社としても本新株予約権付社債を発行することにより有利子負債の額は増加しますが、既存借入金の金利よりも低い金利での調達及び本新株予約権を行使した場合の資本増加による財務体質の強化にもつながると判断しております。

なお、残金については、スマートフォンアプリ及びPCブラウザ版『フィスコアプリ』『フィスコ仮想通貨ナビ』のダウンロード数増加のためのプロモーション費用ならびに運転資金(約43,800,000円)に充当し、当社がグループ全体を統括・指導する親会社の立場からも十分な人員の配置が必要であり、内部管理体制を強化し内部統制の重要な不備を是正するため、コンプライアンス部門および管理部門における専門職の件数(約25,000,000円)採用費用(約5,000,000円)と弁護士等外部専門家への業務委託費用(約20,000,000円)に充当する予定です。支出の時期及び金額は、今後の事業の進捗状況により決定いたします。

(* 1) 第4次産業革命とは、蒸気による第1次産業革命、電気による第2次産業革命、ITによる第3次産業革命を経た、第4の産業革命を意味します。第4次産業革命では車や家電などすべてのものがインターネットに接続され、そのビッグデータの高度な解析が可能となると言われております。

株式会社ヴァルカン・クリプト・カレンシー・フィナンシャル・プロダクツの概要

名称	株式会社ヴァルカン・クリプト・カレンシー・フィナンシャル・プロダクツ
本店の所在地	大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 城丸 修一
資本金	10,000,000円
事業の内容	投資
出資者及びその出資比率	株式会社フィスコ 99.85% SEQUEGE INTERNATIONAL LIMITED 0.15%

本新株予約権付社債の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
1. ヴァルカンへの貸付 貸付先での使途：仮想通貨のトレーディング、AIトレーディングの運用、アービトラージ取引及び証拠金取引	700,000,000円	平成30年9月
2. 株式会社ネクス・ソリューションズへのシステム開発利用料・機能拡充費用	200,000,000円	平成30年9月～平成33年(2021年)7月
3. 内部管理体制強化及び採用費用、プロモーションコスト費用	93,800,000円	平成30年9月～平成31年8月
合計	993,800,000円	

(注) 調達した資金は支出までの間、銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

投資事業有限責任組合デジタルアセットファンド

名称	投資事業有限責任組合デジタルアセットファンド	
本店の所在地	東京都港区虎ノ門5-3-20 仙石山アネックス306	
設立根拠等	投資事業有限責任組合に関する法律	
代表者の役職及び氏名	無限責任組合員 株式会社GD 代表取締役 田中 英治	
出資の総額	出資の総額 790,000,000円	
事業の内容	国内の会社等への投資を実行しキャピタルゲインを得ることを目的とする	
主たる出資者及びその出資比率	株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス 93.17% あすかホールディングス株式会社 6.33% 株式会社GD 0.25% 谷家 衛 0.25%	
無限責任組合員の概要	名称	株式会社GD
	本店の所在地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス306
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 田中 英治
	資本金	10,000,000円
	事業の内容	コンサルティング業
提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。なお、当該組合の主たる出資者である株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングスは当社の筆頭株主であるSEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITEDのDIRECTORである白井一成氏が出資比率の過半数を保有している法人であります。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
提出者と無限責任組合員との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

株式会社實業之日本社

名称	株式会社實業之日本社	
本店の所在地	大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号	
代表者の役職及び氏名	代表取締役 岩野 裕一	
資本金	33,000,000円	
事業の内容	定期刊行物・圖書の出版及び販売	
主たる出資者及びその出資比率	株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス 96.86% 増田 義和 3.14%	
提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。なお、当該会社の親会社である株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングスは当社の筆頭株主であるSEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITEDのDIRECTORである白井一成氏が出資比率の過半数を保有している法人であります。
	人事関係	当社監査役の吉元麻衣子が当該会社の監査役を兼務しております。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	業務提携契約を締結しております。

b 割当予定先の選定理由

当社は、本調達を検討するに至るまでに、金融機関からの借入れ等を検討し、金融機関に対し間接金融による融資等を打診してまいりました。しかしながら前期（平成29年12月期）決算において、営業損失、経常損失を計上する結果となり、金融機関からの直近での長期間の借入及び纏まった金額の資金調達が困難な状況です。また、公募増資につきましても、前期決算の影響から引受先が集まらないリスクが高いため困難と判断致しました。加えて、グループ間における1～2ヶ月を返済期限とする短期間のつなぎ融資では期間が短すぎるため取り得る選択肢になりませんでした。

割当予定先の選定に関しては、資金を確実に早く調達でき、株式の希薄化に配慮できる資金調達方法として本新株予約権付社債の発行による方法が最適であるとの結論に至りました。

本資金調達を実施するにあたり、当社の財務基盤の安定化と事業基盤の強化・利益率向上を図るためではありませんが、調達金額が1,000百万円と大きいことから、既存株主の影響、特に株式の希薄化に配慮し、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がない割当先を選定することといたしました。また、当社の成長戦略において必要とする機動的な資金調達が見込めることや、当社の成長戦略、資金需要、経営方針等、当社の状況を十分に理解していただける割当予定先であることを重視し、検討を行ってまいりました。

このような状況の中で、割当予定先を選定するに当たり、当社は、本新株予約権付社債の発行による方法が現実的であると考えました。前期（平成29年12月期）決算及び当期（平成30年12月期第2四半期）において、営業損失、経常損失を計上する結果となり、金融機関からの借入及び纏まった金額の資金調達が困難な状況であります。また、前期決算の状況から、投資家などの引受先が集まらないまたは引受までに時間がかかるリスクがあり、他の投資家からの資金調達は困難であると判断し、平成30年6月中旬頃、当社の筆頭株主であるSEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITEDに対し、出資協力の打診を行い、当社の資金需要、資金調達額について協議を続けてまいりました。その後、SEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITEDのDIRECTORである白井一成氏が出資比率の過半数を保有している株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス（以下「シークエッジ」といいます。）及び同社の子会社である株式会社實業之日本社（以下「實業之日本社」といいます。）ならびにシークエッジが主として出資するファンドである投資事業有限責任組合デジタルアセットファンド（以下、「デジタルアセットファンド」といいます。）を通じて、引き受けていただく旨の提案を受けました。

投資事業有限責任組合デジタルアセットファンド（以下、「デジタルアセットファンド」といいます。）については株式会社GDがその無限責任組合員として運用を行うファンドであります。こちらは、過去に投資実績のあるファンドであり、無限責任組合員からは、このファンド投資方針は、上場企業・非上場企業に関係なく成長が見込める企業に適切なタイミングでの株式または新株予約権付社債の引受を通じた投資活動を行い、ファンド資産の増加及び収益の獲得に努めることとするもので、当社との交渉の過程において、株価推移を見ながら予約権を行使するタイミングを計れるなど自由度が高い新株予約権付社債での引受となり、株価が下落していく局面であれば期日に社債の償還も可能であるとの判断をしており、当社の新株予約権付社債の引受は投資方針に合致しているとの説

明を受けております。当社としましては、新株の引受に比べ、希薄化が一度に行われず、新株予約権付社債での資金調達は許容可能と判断いたしました。また、当該組合の主たる出資者である株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングスは当社の筆頭株主であるSEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITEDのDIRECTORである白井一成氏が出資比率の過半数を保有している法人であり、同氏にも本資金調達についてのご理解を頂いております。

株式会社實業之日本社(以下「實業之日本社」)は、1897(明治30)年に経済誌『實業之日本』の創刊をもって創業し、明治42年には新渡戸稲造を編集顧問に迎えたという長い歴史を持つ出版社です。2015年に当社と業務提携をおこない、ムック本「FISCO 株・企業報」製作しております。その他、当社グループとは、連結子会社であるイー・旅ネット・ドット・コム株式会社との協業や、同じく連結子会社の株式会社チチカカと連携し情報誌への広告掲載やタイアップ企画などを積極的に行っております。

いずれの割当先につきましても、当社の資金調達目的についてご理解をいただいております。また、今後の当社グループの発展性や事業成長性についても評価をいただいております。当社としては、資金調達目的について理解をいただいていること、当社の経営方針を尊重し、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がない旨の意向を示している事について、投資事業有限責任組合デジタルアセットファンド無限責任組合員株式会社GD代表取締役 田中英治氏及び株式会社實業之日本社 代表取締役岩野裕一氏ならびに同社の親会社である株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス 代表取締役城丸修一氏に口頭で確認し、本新株予約権付社債の割当先として選定致しました。

c 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的となる株式の数

投資事業有限責任組合デジタルアセットファンド	2,298,850株
株式会社實業之日本社	1,532,567株
合計	3,831,417株

(注) 割り当てようとする株式の数は、本新株予約権付社債に付された新株予約権がその当初転換価額261円において全て転換された場合における株式の数となります。なお、単元未満株式については、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により清算します。

d 株券等の保有方針

割当予定先が本新株予約権の行使により取得する株式については、当社との間で継続保有に関する保有方針に関して特段の取決めをしておりませんが、経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず純投資を目的としており、本新株予約権行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましても、適宜判断の上、市場動向を勘案しながら売却することに加え、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針である旨を口頭で確認しております。

e 払込みに要する資金等の状況

割当予定先からは本新株予約権付社債の払込金額の総額並びに本新株予約権の行使に要する金額の払込みに要する資金確保に関し、投資事業有限責任組合デジタルアセットファンド無限責任組合員株式会社GD代表取締役 田中英治氏及び株式会社實業之日本社代表取締役 岩野裕一氏ならびに株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス代表取締役 城丸修一氏より払込期日に全額払い込むことの確約を口頭でいただいております。預金残高または証券口座残高を証する書面の提出を受け、さらに当該資金が借入れによるものではない旨の説明を口頭で受けており、当社としてかかる払い込みに支障はないと判断しております。

f 割当予定先の実態

当社は、割当予定先及び割当予定先の役員または主要株主が反社会的勢力との関係がない事を示す確認書の提出を受け、割当予定先が反社会的勢力との一切の関係がないことを確認いたしております。

また、上記とは別に割当予定先について反社会的勢力と何らかの関係を有していないか、並びに割当予定先及び割当予定先の役員または主要株主(主な出資者)が犯罪歴を有するか否か及び割当予定先の役員または主要株主(主な出資者)が実在しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社ディークエストホールディングス(東京都千代田区神田駿河台3-4、代表取締役:脇山太介)に調査を依頼しました。その結果、割当予定先、当該割当予定先の役員または主要株主が反社会的勢力と直接のつながりが窺われない旨の報告書を受領いたしました。

また、各割当予定先の役員及び主要株主についても犯罪歴や捜査対象となっている事実は確認されなかった旨の回答を得ております。

これらにより上記のとおり、当社は、割当予定先及び割当予定先の役員または主要株主(主な出資者)が反社会的勢力等と一切の関係が無い事を確認し、社会的信用力は十分であると判断いたしました。なお、割当予定先よりその旨の確認書を受領しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権付社債 本新株予約権付社債の本社債の発行価額は、社債100円につき100円、転換価額につきましては、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日(平成30年8月30日)の東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社普通株の終値である261円といたしました。当該転換価額につきましては、当社の発行済株式総数と本第三者割当増資等により発行される新株式数、株式市場における当社株式の流動性、ボラティリティ、直近の上昇率及び株式市場の諸要因等、当社のおかれている状況を加味し、割当先と継続的に協議したうえで、決定したものであります。

また、当社は、本新株予約権付社債の発行条件の決定に際し、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに、外部の当社との取引関係のない独立した専門会社である第三者算定機関(東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、東京都千代田区永田町一丁目11番28号 代表取締役 能勢元)に本新株予約権付社債の価値算定を依頼しました。

当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向、当社の株価261円(平成30年8月30日の終値)、当社株式の市場流動性、配当率(1.15%)、リスクフリーレート 0.113%(評価基準日における中期国債レート)、割引率34.41%(無リスク金利を用いずに、代替資金調達コスト用いてペイオフの期待値を算出)、ボラティリティ(35.19%)、権利行使期間2年、当社の信用リスク、資金調達コスト等を参考に公正価値評価であるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権付社債の公正価値を額面100円当たり94.08円と算定いたしました。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる新株予約権の価値算定の前提となる各条件について記載致します。

・割当先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、各時点において社債権者は各時点の価値と転換価値を比較することで転換行動を決定するものとします。また、発行体は、そのポジションが改善されるかどうかを検討し、早期償還行動を決定するものとします。具体的には、各時点において、社債権者は、 $\max[\min(Q1, Q2), Q3]$ (ここで、Q1は転換も早期償還もされない時の価値、Q2は早期償還時の価値、Q3は転換した場合の価値)とするよう行動することを仮定します。行使期間満了日(平成32年9月17日)に時価が転換価額以上である場合には残存する本新株予約権の残数全てを行使するものと仮定しております。

・本新株予約権については、原則、株価が「転換価額+代替資金調達コスト」を超過した場合に取得条項を発動するとの前提を置いております。具体的には、代替資金調達コストは34.41%(修正CAPMにより算定した株主資本コスト8.85%に当社の想定格付けから推定した信用コスト分25.56%を加えた数値)としており、取得条項を発動する株価水準は、転換価額261円に代替資金調達コスト分90円(差額)を加えた351円(転換価額261円×(代替資金調達コスト34.41%+100%):小数点以下切り下げ)としております。株価が当該価額を超えた場合、本新株予約権による資金調達よりも代替の資金調達の方が、調達コストが安価となり、企業が株主価値の最大化のため取得条項を発動することが合理的と考えられるためです。

当社としては、現時点において、明確な取得条項を発動するタイミングは設定しておらず、発行後すぐに取得条項を発動することは想定しておりませんが、当社業績の回復などの理由により当社株価が上昇した場合には新株予約権の引受人に転換を促すことが可能となることから、取得条項を発動することを想定しております。また、本新株予約権の公正価値の算定において、株価が351円となると取得条項が発動されるという前提に基づいて新株予約権の公正価値査定が実施されている点については、より有利な代替資金調達手法を確保することという既存株主の保護の観点を加味しており合理性と妥当性があると判断しており、また実際に想定されている発動水準は将来的に固定されたものではなく将来的に取得条項発動水準が変動する可能性があること、発行体が想定する発動水準により公正価値が変動することは理論的な公正価値を算出するという趣旨にそぐわないものであることから合理性と妥当性があると判断しております。

なお、取得条項があることは、割当先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。

よって取得条項があることは、発行体の選択により株価上昇した場合に新株予約権を発行体が取得できるというオプションを本新株予約権の引受人が発行体に付与していることと同一であり、新株予約権の価格を減価する要因となります。

なお、取得条項は、株価上昇時において本新株予約権付社債の転換を促進させるとともに、転換された社債については金銭による社債の償還が必要なくなり自己資本の増強を図ることを目的として付与しております。

．株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日ごとに売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール(自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制)を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%~20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

当社は、本新株予約権付社債について、本新株予約権付社債に新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益、すなわち本新株予約権付社債の実質的な対価(額面100円につき100円)と東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社の算定した公正価値とを比較し、本新株予約権付社債の実質的な対価が本新株予約権付社債の公正価値を大きく下回る価値ではなく、本新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断致しました。

なお、本日開催の取締役会において、当社監査役3名のうち3名(全出席監査役。)からは、上記と同様の理由により、本新株予約権付社債の発行については、特に有利な条件での発行には該当せず適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債が当初転換価額で全て転換された場合に発行される当社の株式数は3,831,417株(議決権の数は38,314個)であり、平成30年6月30日現在の当社の発行済株式総数38,436,000株(議決権の総数は383,412個)に対して9.97%(議決権の総数に対しては9.99%)となり、当社株式に一定程度で希薄化が生じることとなります。

当社株式の直近1か月間の1日当たりの平均出来高は230,348株、直近3か月間の1日当たりの平均出来高は256,163株、直近6か月間の1日当たりの平均出来高は661,771株、となっており、一定の流動性を有しております。また、デジタルアセットファンド及び實業之日本社が本新株予約権を行使して取得した場合の当社株式数3,831,417株を本新株予約権の行使期間である2年間(245日/年営業日で計算)で売却すると仮定した場合の1日当たりの数量は7,819株(小数点以下切捨て)となり、上記直近1か月間の1日当たりの平均出来高の3.39%、直近3か月間の1日当たりの平均出来高の3.05%、直近6か月間の1日当たりの平均出来高の1.18%となるため、これらの売却が市場内で短期間に行われた場合には、市場で流通する当社株式の株価に一定の影響は及ぼすものと考えられます。

しかしながら、割当予定先であるデジタルアセットファンド及び實業之日本社に対しては、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がない旨の意向を示している事を口頭で確認し、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭で表明していることから、本第三者割当ての規模及び希薄化の程度並びに当社株式の流通市場における株価への影響は限定的なものになると考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
SEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITED	ROOM 1135-1139, SUN HUNG KAI CENTRE, 30 HARBOUR ROAD, WANCHAI, HONG KONG	14,090,000	36.75%	14,090,000	33.41%
投資事業有限責任組合デジタル アセットファンド	東京都港区虎ノ門5-3-20仙石山 アネックス306	-	-	2,298,850	5.45%
(株)實業之日本社	大阪府岸和田市荒木町二丁目18 番15号	-	-	1,532,567	3.63%
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8-11	988,200	2.58%	988,200	2.34%
株式会社サンジ・インターナ ショナル	東京都千代田区内幸町1丁目1 番1号	788,000	2.05%	788,000	1.87%
狩野 仁志	東京都渋谷区	685,600	1.79%	685,600	1.63%
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番 地	671,100	1.75%	671,100	1.59%
(株)カイカ	東京都目黒区大橋1丁目5-1	575,000	1.50%	575,000	1.36%
THOMSON REUTERS(MARKETS)SA	153 ROUTE DE THONON.1245 COLLONGE-BELLERIVE GENEVA SWITZERLAND	550,000	1.43%	550,000	1.30%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1 号	507,300	1.32%	507,300	1.20%
計	-	18,855,200	49.18%	22,686,617	53.78%

(注) 1. 所有株式数につきましては、平成30年6月30日時点の株主名簿に記載された数値を記載しております。

2. 平成30年6月30日現在の発行済株式総数は38,436,000株であります。

3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成30年6月30日現在の議決権数383,412個に本新株予約権付社債の目的となる株式発行により増加する議決権数(38,314個)を加えた数で除して算出した割合です。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．資本金の増減について

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第24期）及び四半期報告書（第25期第2四半期、提出日平成30年8月14日）（以下「有価証券提出日等」といいます。）に記載された「発行済株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金は、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成30年8月31日）までの間に、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の行使により次のとおり資本金が増加しております。

平成30年3月30日現在の資本金	増加額	平成30年8月31日現在の資本金
1,266,625千円	2,733千円	1,269,358千円

2．事業等のリスクについて

有価証券提出日等に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成30年8月31日）までの間に生じた変更はありません。また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成30年8月31日）現在についても変更の必要はないものと判断しております。

3．臨時報告書の提出について

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第24期）提出日（平成30年3月29日）以降、本有価証券届出書提出日（平成30年8月31日）までの間において、以下の臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。（平成30年4月3日提出）

1 提出理由

平成30年3月29日開催の当社第24回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年3月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

イ．配当財産の種類

金銭

ロ．配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき、金3円 総額114,810,900円

ハ．剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年3月30日

第2号議案 定款一部変更の件

当社及び子会社の事業の現状に即し、新規の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）について所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、狩野仁志、中村孝也、松崎祐之、深見修、佐藤元紀及び後藤克彦の各氏を選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、加治佐敦智を選任するものであります。

第5号議案 ストック・オプションとしての新株予約権を発行する件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	198,268	876	-	(注)1	可決 98.74
第2号議案	198,442	702	-	(注)2	可決 98.83
第3号議案					
狩野 仁志	198,203	941	-	(注)1	可決 98.71
中村 孝也	198,518	626	-		可決 98.86
松崎 祐之	198,414	730	-		可決 98.81
深見 修	198,415	729	-		可決 98.81
佐藤 元紀	198,419	725	-		可決 98.81
後藤 克彦	198,413	731	-		可決 98.81
第4号議案	198,643	501	-	(注)1	可決 98.93
第5号議案	197,399	1,746	-	(注)2	可決 98.31

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

(平成30年4月20日提出)

1 提出理由

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生日

平成30年4月13日

(2) 当該事象の内容

当社の連結子会社である株式会社ネクスグループの子会社の株式会社チチカカにおいて、仮想通貨の取得時と売却時の差額（仮想通貨売却損201百万円）と、資産計上している仮想通貨の第1四半期末時点での時価評価による損失（仮想通貨評価損192百万円）を営業外費用として計上いたしました。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

平成30年12月期第1四半期連結財務諸表において、営業外費用に仮想通貨売却損201百万円、仮想通貨評価損192百万円を計上する見込みであります。

（平成30年6月7日提出）

1 提出理由

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

平成30年5月24日～平成30年6月1日

(2) 当該事象の内容

当社の連結子会社である株式会社ネクスグループが、保有する株式会社テリロジーの株式1,538,000株の全てを譲渡したことにより、特別利益を計上する見込みとなりました。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

平成30年12月期連結財務諸表において、特別利益に356百万円を計上する見込みであります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第24期)	自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日	平成30年3月29日 近畿財務局長に提出
訂正有価証券報告書	事業年度 (第24期)	自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日	平成30年4月18日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第25期第2四半期)	自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日	平成30年8月14日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示等手続ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年3月29日

株式会社フィスコ

取締役会 御中

東光監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 昌也 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 早川 和志 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フィスコの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フィスコ及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、連結子会社である株式会社チチカカは平成29年11月30日開催の取締役会において、シンジケートローン契約を締結することを決議し、平成29年12月15日に実行した。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、連結子会社である株式会社チチカカは平成30年1月10日の取締役会で仮想通貨に関する投資を開始することを決議し、平成30年1月11日より投資を開始した。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、連結子会社であるネクスグループは平成30年1月29日の書面による取締役会において、持分法適用関連会社である株式会社ネクス・ソリューションズを株式会社カイカの完全子会社とするための株式交換を行うことを決議し、同日に株式交換契約書を締結、平成30年3月1日に株式交換を実行した。
4. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成30年2月27日開催の取締役会において、会社及び関係会社の取締役及び従業員に対し、特に有利な条件によりストックオプションとして新株予約権を割り当てることを決議した。本事項は平成30年3月29日の定時株主総会で承認されている。
5. 重要な後発事象に記載されているとおり、連結子会社である株式会社フィスコデジタルアセットグループは平成30年2月21日開催の取締役会において、第三者割当増資を行うことを決議し、平成30年3月2日に第三者割当増資が完了した。これにより、同社は会社の連結子会社から持分法適用関連会社へ異動する。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社フィスコの平成29年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社フィスコが平成29年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年3月29日

株式会社フィスコ

取締役会 御中

東光監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 昌也 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 早川 和志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フィスコの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フィスコの平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成30年2月27日開催の取締役会において、会社及び関係会社の取締役及び従業員に対し、特に有利な条件によりストックオプションとして新株予約権を割り当てることを決議した。本事項は平成30年3月29日の定時株主総会で承認されている。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年 8月14日

株式会社フィスコ

取締役会 御中

東光監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 昌也
指定社員 業務執行社員	公認会計士	早川 和志
指定社員 業務執行社員	公認会計士	照井 慎平

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フィスコの平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成30年1月1日から平成30年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フィスコ及び連結子会社の平成30年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。